

佐呂間町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年3月

佐呂間町教育委員会

1.プログラムの目的

平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中に児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことにより、佐呂間町では平成 24 年に、各学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策についても協議してきました。

佐呂間町教育委員会では、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、この度、関係機関の連携体制を構築し、「佐呂間町通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全対策を図っていきます。

2.通学路の安全推進体制

関係機関との連携を図るため、以下をメンバーとして、本プログラムを策定しました。

- ・北海道北見方面遠軽警察署交通課
- ・佐呂間町町民課
- ・佐呂間町建設課長
- ・佐呂間小学校
- ・若佐小学校
- ・浜佐呂間小学校
- ・佐呂間中学校
- ・佐呂間町教育委員会管理課

3.取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果を検証しながら、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- ・地域や各小中学校から要望があった通学路危険箇所について、合同点検を実施します。
- ・実施時期は報告を受けた危険箇所の状況を踏まえ、冬季実施も含め適切に設定します。

②合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、学校、道路管理者、警察。自治体等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、小中学校への聞き取りを実施し、効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4.箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検・対策の内容は「対策一覧表」「対策箇所図」を作成し、公表します。

別添 1

佐呂間町内通学路安全対策箇所一覧表

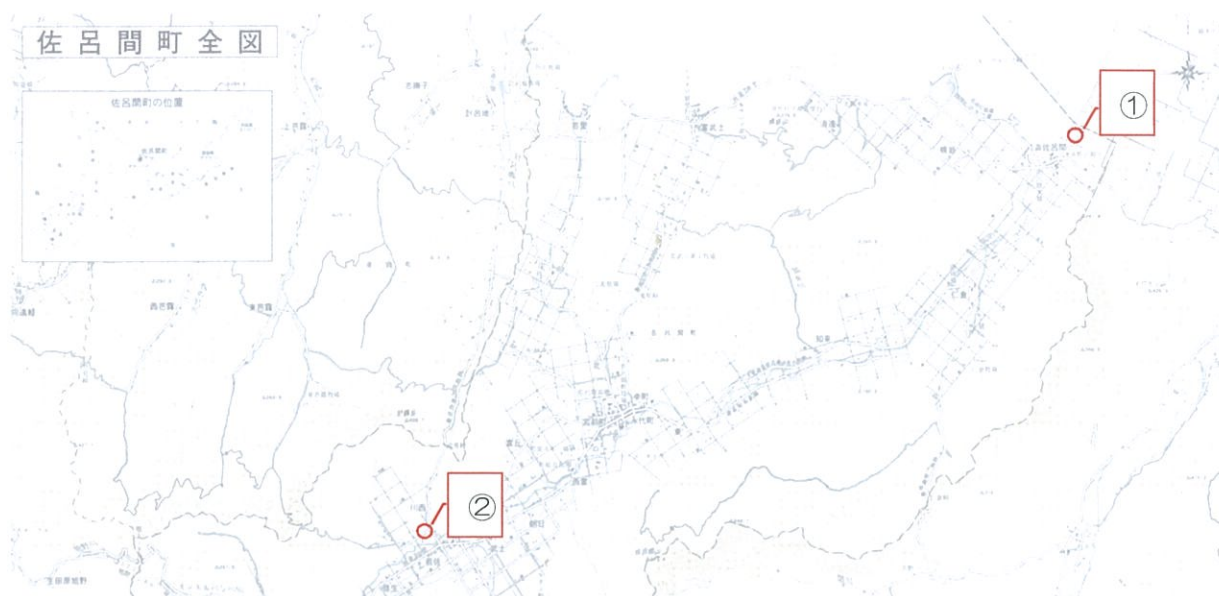
佐呂間町内通学路交通安全対策箇所一覧表

箇所	学校名	住所	路線名	合同点検実施日	状況・危険の内容	対策内容	対策年度
①	浜佐呂間小学校	浜佐呂間 171-1	町道浜佐呂間川沿道路	H24.8.22	車両のオーバースピード	看板設置・道路のり面草刈	24年度完了
②	若佐小学校	保育所付近交差点	国道333号線	H24.8.29	信号未設置	看板設置検討（開発）	24年度完了

別添 2

佐呂間町内通学路安全対策箇所図

佐呂間町交通安全対策箇所図



①佐呂間町字浜佐呂間171-1



②佐呂間町字若佐保育所付近交差点